

福生福第 1782 号
令和 5 年 8 月 25 日

建設埼玉

岩槻地区本部	執行委員長	鈴木	利行	様
与野地区本部	執行委員長	原	治雄	様
浦和地区本部	執行委員長	磯山	浩造	様
大宮地区本部	執行委員長	齋藤	栄司	様

さいたま市長 清水 勇



要望書について (回答)

令和 5 年 7 月 26 日付けで御提出いただいた要望書につきまして、別添のとおり回答いたします。

【担当】

さいたま市福祉局生活福祉部
福祉総務課 支援係 諏訪
電話：048-829-1253 (直通)
FAX：048-829-1961
E-Mail：fukushi-somu@city.saitama.lg.jp

要望事項

1. 建設国保助成金について

さいたま市在住の建設労働者が加入している建設国保に対する助成金を市独自の助成事業として一人あたり250円の助成をいただいております。今後も継続的な存続と増額を配慮頂きますよう、要望致します。

回 答

本市では、貴組合が行う保健事業の適正な実施の確保を目的として、一人当たり250円の補助を行っているところでございます。

昨今の経済状況等により、本市の財政状況は大変厳しいことから、増額につきましては非常に困難な状況にありますので、御理解をお願い申し上げます。

所管課

福祉局 生活福祉部 福祉総務課
電話番号 048-829-1253

要望事項

2. 労働災害対策事業について

建設埼玉では安全講習会等を実施し、労働安全衛生に対する意識向上と労災事故防止に努めております。アスベスト対策では、アスベスト疾患の早期発見と早期治療、労災申請の促進に取り組み、専門医によるレントゲン再読影や2次診療を行っております。このような労働災害対策事業への助成金制度の創設を要望致します。

回 答

本市では、貴組合が行う保健事業の適正な実施の確保を目的に、既に一人あたり250円の補助を行っているところです。御要望にあります、貴組合が実施するアスベスト対策等に係る労働災害対策事業につきましては、「埼玉県建設国民健康保険組合補助金」の助成対象である保健事業に含むものとして御理解くださるよう、お願いいたします。

所管課

保健衛生局 保健所 疾病対策課
電話番号 048-840-2219

要望事項

3. 公契約条例・賃金水準把握について

公契約の下で働く人の適正な労働条件の確保及び良質な公共サービスがはかられるために、公契約条例の制定を要望致します。併せて、さいたま市発注の公契約の下で働く現場労働者に支払われる賃金水準を把握するよう要望致します。

回 答

公契約における労働者の適正な労働条件の確保につきましては、労働者保護や品質の確保にとって重要なものでありますが、賃金などの労働条件の基準となるものに関しましては、各地方公共団体レベルではなく、国全体の問題として具体的なあり方を検討すべきであると認識をしております。

本市といたしましては、今後も国の動向を注視していくとともに、引き続き最低制限価格制度や低入札価格調査制度の適切な運用により、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等を生じかねないダンピング受注の防止に取り組み、適切な労働条件の確保に努めてまいります。

また、公共工事の発注にあたっては、農林水産省及び国土交通省が主体となって実施している公共事業労務費調査の資料を基に、決定した公共工事設計労務単価を使用しております。

本市も市施工の工事で調査対象となった工事の施工者及び下請負業者より提出された調査票の審査等で協力しております。

本調査の内容は、工事に従事した下請負企業の労働者を含む全ての労働者の氏名、給与形態、年齢、基本給、出来高給、手当、法定福利費控除額等の個人情報であり、調査の目的である公共工事設計労務単価の決定、技能労働者の雇用環境改善及びその理解の促進以外の目的に使用しないことを約して実施されております。

引き続き、国の調査の協力を努めてまいります。

所管課	財政局 契約管理部 契約課 電話番号 048-829-1179
	建設局 技術管理課 電話番号 048-829-1515

要望事項

4. 耐震改修助成制度について

近年、大規模地震が頻発し、市民の防災意識も高まっています。市民のいのちを守るため、耐震診断・耐震改修の助成対象を、建てられた年代に関係なく耐震性が不足する住宅に拡充して下さい。また、循環型の地域経済活性化につながるよう、地元業者を受注・施工の要件にした住宅リフォーム助成制度の創設を要望致します。

回 答

耐震改修助成制度につきまして、本市では、大規模地震から市民の生命や財産を守るため、建築物の耐震性は大変重要であると考え、耐震改修促進法に基づく「さいたま市建築物耐震改修促進計画」に令和7年度までに住宅の耐震化率を95%とする目標を定め、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の建築物の耐震化に向け、耐震改修助成制度等の施策を実施しております。

令和4年度末時点の住宅の耐震化率は93.7%で、未だ耐震化未実施の住宅がおよそ3万6千戸という状況にあります。

熊本地震では、新耐震基準の住宅にも被害が確認されましたが、新耐震基準に比べて旧耐震基準の木造建築物の倒壊率が顕著に高いという結果もあり、まずは市内に多く点在する旧耐震基準の建築物への対策が急務であることから、ご要望にあります助成制度の拡充につきましては、現時点での拡充は難しいものと考えております。

しかしながら、平成12年以前の木造住宅では接合部の接合方法が不十分な事例が見受けられ、国土交通省もリフォーム等の機会をとらえ、接合部等の状況を確認することを推奨していることから、本市としてもこれらの情報提供が重要であると考え、(一財)日本建築防災協会作成の「新耐震木造住宅検証法」やリーフレット「木造住宅の耐震性能チェック」を、窓口やホームページに掲載し、周知啓発を行っているところです。

なお、新耐震基準で建てられた建築物に対する助成制度につきましては、先進市の取組等を注視して参りたいと考えております。

また、本市は首都圏に位置し、卸売業や小売業、宿泊業、飲食サービス業など多種多様な業種の事業所が立地しております。住宅リフォームに係る助成制度につきましては、地震災害に強いまちづくりを推進するための耐震補強工事等に係る補助、高齢者や障害者の住環境改善のための住宅改修工事等に係る補助、環境への配慮を目的とした設備設置に係る補助など、政策目的を明確にして実施しておりますが、地域経済活性化の視点では、その効果が

建設業など特定の業種に限定されると考えられることから、新たな住宅リフォーム助成制度を創設することは検討しておりません。

所管課	建設局 建築部 建築総務課 電話番号 048-829-1539 経済局 商工観光部 経済政策課 電話番号 048-829-1362
-----	--